

經濟安定本部令外一件審査委員會

昭和二十一年六月十二日(水曜日)樞密院  
事務所に於て開會

出席者

鈴木議長

清水副議長

審査委員長

潮 顧問官

審査委員

樞密院

竹越 顧問官

河原 顧問官

關屋 顧問官

大平 顧問官

國務大臣

吉田内閣總理大臣

説明員

入江法制局長官

橋井内閣事務官

小池法制局事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時五十分開會)

潮審査委員長開會を宣し、經濟安定本部令を議題に供す。

先づ、吉田内閣總理大臣及び入江法制局長官より

樞密院

り、本件の提案理由及び内容の概略について説明があり、次で

竹越委員より、經濟安定本部と各省との事務上の分界及び豫算措置について訊し、橋井内閣審議室事務官より答辯があつたが、なほ入江法制局長官から、特に豫算に關して、本部の主要經費中、人件費は實際上本部員の所屬各廳で負擔するから、本部自體の經費は少額にとゞまり、調査費については目下大藏省で査定中である旨捕足的答辯があつた。

河原委員より

(一)本部の政策が如何なる経過を辿つて實行に移されるか、又それは本部案として行はれるか、或は各省案としてあるかを問ひ、橋井内閣事務官より、本部の各部から、關係各省への連絡によつて實行されるが、實際上安定會議には各省大臣が各部には關係各廳から部員が選出されてゐるので、連絡に遺漏がないと思ふ、又實行案は多くの場合各省案として行はれ、特に重要な場合に限り、總理大臣より

樞密院

實行方命令する旨、吉田内閣總理大臣より、本部と各省との結合を破壊することのないやう、内閣總理大臣の命令は極力避け、専ら各省大臣の互譲に俟ちたいと思ふが、何れにしても、總務長官の力量如何によると考へる旨

(二)内閣總理大臣が各省大臣に命令した場合の、補助責任は何人にあるかを問ひ、入江法制局長官より、補助責任は兩者にあるが、行政責任は内閣總理大臣にあると考へる旨

(三)總裁の権限に關する規定を設けなかつた

理由を質し、入江法制局長官より、総務長官の  
實権が弱まる印象を避けるためである旨  
④経済安定會議は如何なる機關かを問ひ、橋  
井内閣事務官より諮問機關である旨  
⑤本案では本部に専任者を置かない様に思  
はれるが、これで支障がないかと問ひ、橋井内  
閣事務官より現在の内閣審議室事務官を更  
に増員して専任者とする旨、それぞれ答辯が  
あつた。

關屋委員より、本部の存続期間を一年間に限定  
した理由を質し、橋井内閣事務官より、安定本部

樞密院

は、經濟の緊急事態を解決するための臨時的な  
機關であり、聯合國司令部も、一年間を限り承認  
したからである旨答辯があつた。

大平委員より、

①經濟安定本部を設けることにより、政府は  
統制經濟を行ふのであるか、又これによつて、  
統制經濟の弊を匡救できると考へるかを質  
し、吉田内閣總理大臣より、現下の情勢は、統制  
を廢止することは許されず、好むと好まない

とに拘らず、組織ある統制を續けるのは、己むを得ないと考へる旨

(二) 經濟安定本部は、アメリカの經濟安定局が、各省に主導性を與へてゐるのに比較して、運用上困難はないかを質し、橋井内閣事務官より、經濟安定會議と各省大臣、經濟安定本部と各省の間に、それぞれ連絡が保たれるから支障ないと考へる旨、それぞれ答辯があつた。潮委員長より、若干の質問があり、入江法制局長官より答辯があつた。

樞密院

以上で本件の審議を終り、次に潮委員長第一の件に關聯する國務大臣一名増員に關する議案を議題に供す。

吉田内閣總理大臣より提案理由の説明があり、別に質問がなかつたので、政府側の退席を待つて、以上二件はこのまゝ可決されて差支へない旨、全會一致で議決した。よつて潮委員長閉會を宣す。

(午後零時二十分閉會)